（一時調達価格の算定方法）

第三条の八　法第二条の七第一項の経済産業省令で定める方法は、基準価格に百分の八十を乗じて得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加える方法とする。

（入札に参加しようとする者の再生可能エネルギー発電事業計画）

第四条　次条第一項、第二項第一号から第四号まで及び第六号から第十号まで、第三項並びに第四項の規定は、法第六条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「第九条第一項の規定に基づく認定の申請」とあるのは、「第六条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出」と、「様式第一による申請書（当該認定の申請）」とあるのは、「様式第一による提出書（当該提出）」と、「様式第二の二による申請書」とあるのは「様式第二の二による提出書」と、同条第二項中「申請書」とあるのは「提出書」と、同項第一号中「認定の申請」とあるのは「提出」と、「次条第一項第十一号」とあるのは「第五条第一項第十一号」と、同項第二号から第四号まで及び第六号から第十一号までの規定中「認定の申請」とあるのは「提出」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「提出書」と、「認定の申請」とあるのは「提出」と、同条第四項中「認定」とあるのは「法第七条第一項の通知」と読み替えるものとする。

（認定手続）

第四条の二　法第九条第一項の規定に基づく認定の申請は、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電される再生可能エネルギー電気を特定契約により電気事業者に対して供給する事業を行う場合にあっては、様式第一による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット以上五十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第一の二による申請書、その出力が十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第二による申請書）を、再生可能エネルギー発電設備を用いて発電される再生可能エネルギー電気を市場取引等により供給する事業を行う場合にあっては、様式第二の二による申請書を提出して行わなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が次条第一項第一号及び第十二号の二並びに第二項第七号及び第八号に定める基準に該当するものであることを示す書類

二～七　［略］

八　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備により発電される電気を市場取引等により供給する事業であって、当該電気が、既に特定契約により電気事業者に対して供給されている場合にあっては、一般送配電事業者との電気の供給に関する契約（以下「発電量調整供給契約」という。）に係る申込書の写し

九・十　［略］

3・4　［略］

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～八　［略］

八の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合であって、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、法第九条第四項に規定する事項が記載されているときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を交付期間又は調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講じ、当該措置を公表するものであること。

ロ～ニ　［略］

［新設］

（入札に参加しようとする者の再生可能エネルギー発電事業計画）

第四条　次条第一項、第二項第一号から第四号まで及び第六号から第九号まで、第三項並びに第四項の規定は、法第六条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出について準用する。この場合において、第四条の二第一項中「第九条第一項の規定に基づく認定の申請は、様式第一による申請書（当該認定の申請）とあるのは「第六条の規定に基づく再生可能エネルギー発電事業計画の提出は、様式第一による提出書（当該提出）と、「様式第二による申請書」とあるのは「様式第二による提出書」と、同条第二項中「申請書」とあるのは「提出書」と、同項第一号中「認定の申請」とあるのは「提出」と、「次条第一項第十一号」とあるのは「第五条第一項第十一号」と、同項第二号から第四号まで及び第六号から第九号までの規定中「認定の申請」とあるのは「提出」と、同条第三項中「申請書」とあるのは「提出書」と、「認定の申請」とあるのは「提出」と、同条第四項中「認定」とあるのは「法第七条第一項の通知」と読み替えるものとする。

（認定手続）

第四条の二　法第九条第一項の規定に基づく認定の申請は、様式第一による申請書（当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が太陽光発電設備であって、その出力が十キロワット未満のものである場合にあっては、様式第二による申請書）を提出して行わなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が次条第一項第一号並びに第二項第七号及び第八号に定める基準に該当するものであることを示す書類

二～七　［略］

［新設］

八・九　［略］

3・4　［略］

（認定基準）

第五条　法第九条第三項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～八　［略］

八の二　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合であって、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業計画に、法第九条第三項に規定する事項が記載されているときは、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ　当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を調達期間の終了後も継続するために必要な措置を講じ、当該措置を公表するものであること。

ロ～ニ　［略］